



2023年4月28日

学生のみなさんへ

学生部健康支援課 保健室

新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類に移行される事に伴い、2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関連する対応は以下のとおりとします。

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

- ・学校保健安全法に基づく出席停止期間に従い、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、発症日を0日目として5日間まで出席停止とします。ただし、発症後5日を経過しても症状が続いている場合は、出席停止を継続します。(報告の必要があります) またその後、症状が軽快して1日以上経過していれば出席停止を解除します。また、発症から10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるためマスクの着用をお願いします。

2. 感染症の報告

- ・新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ等の学校感染症に罹患した場合は、以下の感染症報告フォームから報告をしてください。

感染症報告フォーム : <https://forms.gle/66qkq67vsG5ubhn48>

※京都外大 gmail アドレスでサインインして回答してください。

※新型コロナウイルス感染症とインフルエンザについては、当面の間は診断書の提出は必要ありません。ただし、陽性であることが分かるもの(根拠書類)を写真で感染症報告フォームに添付してください。

例) 調剤明細書、検査キットの結果、医療機関発行の書類等

3. 濃厚接触者について

- ・新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者は特定されることがなくなり、法律に基づく外出自粛も求められないため出席停止の対応は行いません。各自で体調管理に留意してください。特に同居されている方が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、家庭内感染の防止に努めていただくとともに、発症日を0日目として、特に5日目までは自身の体調管理を行ってください。

いずれも、発熱、のどの痛み、せき等の症状が出た場合は、速やかに医療機関を受診してください。

※今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、感染症法上の位置付けが変更される等、国や行政において感染拡大防止を強化する措置が講じられた場合は、改めて対応を検討します。

問い合わせ先 : 学生部 健康支援課 保健室 075-322-6024 / hoken@kufs.ac.jp

以上